

令和8年度

新濃尾（二期）地区

新木津用水路春日井朝宮工区高山制水門製作据付工事

特 別 仕 様 書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項 目	内 容
第1章 総 則	<p>新濃尾（二期）地区 新木津用水路春日井朝宮工区高山制水門製作据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて施工するものとする。</p> <p>なお、共通仕様書（施）及び共通仕様書（土）に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書及び設計図書によるものとする。</p>
第2章 工事内容	<p>1. 目 的 本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき、新木津用水路の水門設備の改修を行うものである。</p> <p>2. 工事場所 愛知県春日井市朝宮町地内</p> <p>3. 工事概要 本工事は、概要は次のとおりである。</p> <p>(1) ゲート設備</p> <p>1) 高山制水門ゲート設備 1 門</p> <p>① 形式 ステンレス鋼製 2 段式スライドゲート</p> <p>② 寸法 純径間 1.900m×有効高 3.390m</p> <p>(2) 鋼製附属設備 1 式</p> <p>(3) 電気設備</p> <p>1) 機側操作設備</p> <p>① ゲート機側操作盤（屋外自立形） 1 面</p> <p>2) 配線・配管工 1 式</p> <p>4. 工事数量 別紙「工事数量表」のほか、第10章「設計」、第11章「構造及び製作」及び第13章「電気通信設備」に示すとおりである。</p> <p>5. 施工範囲 (1) 本工事は、施工範囲は、設計図書に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。</p> <p>(2) 次に示すものは本工事は、施工対象外とする。</p> <p>1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）</p> <p>2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事</p> <p>3) 責任分界点までの引き込み外線工事</p>
第3章 施工条件	<p>1. 工程制限 水路内工事の着手は、令和8年10月1日以降を予定している。</p>

項 目	内 容									
<p>2. 部分使用</p> <p>3. 工事期間中の休業日</p> <p>4. 施工しない時間帯</p> <p>5. 現場技術員</p>	<p>また、据付工事は令和8年12月下旬より着手可能である。</p> <p>高山制水門ゲート設備及び関連設備については、工事引渡し前に工事請負契約書34条により部分使用する予定である。</p> <p>なお、部分使用範囲及び部分使用期間については、別途協議する。</p> <p>工事期間中の休業日として、</p> <p>(1) 工場製作の工事期間には休日等4週8休を見込んでいる。</p> <p>(2) 現場据付の工事期間には雨天・休日等14日を見込んでいる。</p> <p>なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。</p> <p>原則、平日の午後5時から午前8時まで。</p> <p>なお、気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>本工事は、共通仕様書（施）第1章第1節1-1-12「現場技術員」に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。</p>									
<p>第4章 現場条件</p>										
<p>1. 関連工事</p>	<p>本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と相互に協力調整し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="456 1346 1294 1447"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1346 1023 1382">工 事 名</th> <th data-bbox="1023 1346 1294 1382">施工予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1382 1023 1447">新木津用水路春日井朝宮工区その2工事</td> <td data-bbox="1023 1382 1294 1447">令和8年6月 ～令和9年3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未契約工事の工事名は仮称であり、変更することがある。</p>	工 事 名	施工予定時期	新木津用水路春日井朝宮工区その2工事	令和8年6月 ～令和9年3月					
工 事 名	施工予定時期									
新木津用水路春日井朝宮工区その2工事	令和8年6月 ～令和9年3月									
<p>2. 既設設備等との受け渡し条件</p>	<p>ゲート設備の電気設備は、中部電力株式会社より次のとおり受電するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="456 1641 1294 1789"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1641 651 1688">需要区分</th> <th data-bbox="651 1641 1023 1688">電源仕様</th> <th data-bbox="1023 1641 1294 1688">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1688 651 1738">電灯用</td> <td data-bbox="651 1688 1023 1738">100V（単相2線、60Hz）</td> <td data-bbox="1023 1688 1294 1738">従量電灯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1738 651 1789">動力用</td> <td data-bbox="651 1738 1023 1789">200V（3相3線、60Hz）</td> <td data-bbox="1023 1738 1294 1789">農事用電力</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中部電力株式会社との責任分界点は、引込柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。</p>	需要区分	電源仕様	備考	電灯用	100V（単相2線、60Hz）	従量電灯	動力用	200V（3相3線、60Hz）	農事用電力
需要区分	電源仕様	備考								
電灯用	100V（単相2線、60Hz）	従量電灯								
動力用	200V（3相3線、60Hz）	農事用電力								
<p>3. 第三者に対する措置</p>	<p>(1) 騒音及び振動対策</p> <p>1) 本工事区間の内、民家等と近接して作業する場合は、騒音及び振動の発</p>									

項 目	内 容
	<p>生防止に努めるものとする。</p> <p>2) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触する恐れがある作業については、事前に騒音及び振動の計測を行うものとし、工法変更等の対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 騒音及び振動の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>4) 住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り監督職員と協議するものとする。</p> <p>5) 設備の据付、あるいは大型車両の通行等、通常作業においても騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、対策を必要とする場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 保安対策</p> <p>本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合には、監督職員と協議するものとする。この場合は契約変更の対象とする。</p> <p>(3) 防塵対策</p> <p>工事前資機材の搬入出における車両走行により、周辺民家や施設等に砂塵等による被害が発生しない様に努めるものとするが、路面散水等の対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>4. ゴミ処理対策</p> <p>本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。</p> <p>5. 関係機関との調整</p> <p>関係機関との調整により、工事内容及び工法、施工時期等に変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。</p>
<p>第5章 提出図書等</p> <p>1. 承諾図書</p> <p>2. 施工図</p>	<p>「共通仕様書（施）」第1章1-1-7「承諾図書」に示す実施仕様書、計算書及び詳細図等の提出は、工事契約の日から監督職員が指定する日までに提出するものとする。</p> <p>また、承諾、不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。</p> <p>受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者に代わり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講じるものとする。</p>

項 目	内 容
<p>第6章 仮設</p> <p>1. 工事用電力</p> <p>2. 工事用道路等</p>	<p>据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の責任において準備しなければならない。</p> <p>(1) 本工事で使用する仮設進入路及び作業ヤードは、関連工事において造成する。 また、工事用道路等は関連工事と共用することから、事前に使用計画等を作成し、監督職員と共に関連工事受注者との調整を行うものとする。</p> <p>(2) 現場搬入路と工事用道路については、関連工事による維持管理を想定しているが、本工事の施工に起因して現場搬入口付近の一般公道路面に損傷、汚損が生じ、補修等が必要となった場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。</p>
<p>第7章 工事用地等</p> <p>1. 工事用地等の使用及び返還</p>	<p>受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。</p>
<p>第8章 貸与資料等</p> <p>1. 貸与する資料</p>	<p>本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。</p> <p>(1) 貸与資料</p> <p>1) 新濃尾（二期）地区 新木津用水路下流部機械設備等実施設計業務報告書</p> <p>2) 新濃尾（二期）地区 新木津用水路兵田岩野工区補足設計他業務報告書</p> <p>(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで</p> <p>(3) 貸与場所 新濃尾農地防災事業所</p> <p>(4) 貸与条件 貸与資料の内容について発注者の許可無く他に公表してはならない。</p> <p>(5) 返納場所 貸与場所と同じ。</p>
<p>第9章 試運転調整</p>	<p>本工事の試運転調整に要する電力料は受注者において負担する。 なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。</p>

項 目	内 容																																
第10章 設計																																	
1. 一般事項	<p>(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章1.「貸与する資料」の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。</p> <p>(2) 土地改良事業計画設計基準等関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有した構造とする。</p> <p>(3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。</p> <p>(4) 運転が確実で操作の容易な構造とする。</p> <p>(5) 設計、製作及び据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。</p>																																
2. 設計諸元	ゲート設備及び電気通信設備の設計は、次の条件により設計するものとする。																																
2-1. ゲート設備	(1) ゲート設備の設計条件																																
	1) 高山制水門ゲート設備																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>仕様項目</th> <th>内容（仕様・規格・寸法等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形 式</td> <td>ステンレス鋼製2段式スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>純 径 間</td> <td>1.900m</td> </tr> <tr> <td>有 効 高</td> <td>3.390m</td> </tr> <tr> <td>ゲ ー ト 敷 高</td> <td>EL. 21.600m</td> </tr> <tr> <td>門 数</td> <td>1 門</td> </tr> <tr> <td>設計水深前面</td> <td>3.490m</td> </tr> <tr> <td>設計水深後面</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>操作水深前面</td> <td>3.490m</td> </tr> <tr> <td>操作水深後面</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>堆 砂 高</td> <td>0 m</td> </tr> <tr> <td>水 密 方 式</td> <td>前面3方ゴム水密</td> </tr> <tr> <td>開 閉 装 置</td> <td>電動ラック式開閉装置</td> </tr> <tr> <td>開 閉 速 度</td> <td>0.3m/min 程度</td> </tr> <tr> <td>揚 程</td> <td>3.800m</td> </tr> <tr> <td>操 作 方 式</td> <td>機側及び遠方</td> </tr> </tbody> </table>	仕様項目	内容（仕様・規格・寸法等）	形 式	ステンレス鋼製2段式スライドゲート	純 径 間	1.900m	有 効 高	3.390m	ゲ ー ト 敷 高	EL. 21.600m	門 数	1 門	設計水深前面	3.490m	設計水深後面	0 m	操作水深前面	3.490m	操作水深後面	0 m	堆 砂 高	0 m	水 密 方 式	前面3方ゴム水密	開 閉 装 置	電動ラック式開閉装置	開 閉 速 度	0.3m/min 程度	揚 程	3.800m	操 作 方 式	機側及び遠方
仕様項目	内容（仕様・規格・寸法等）																																
形 式	ステンレス鋼製2段式スライドゲート																																
純 径 間	1.900m																																
有 効 高	3.390m																																
ゲ ー ト 敷 高	EL. 21.600m																																
門 数	1 門																																
設計水深前面	3.490m																																
設計水深後面	0 m																																
操作水深前面	3.490m																																
操作水深後面	0 m																																
堆 砂 高	0 m																																
水 密 方 式	前面3方ゴム水密																																
開 閉 装 置	電動ラック式開閉装置																																
開 閉 速 度	0.3m/min 程度																																
揚 程	3.800m																																
操 作 方 式	機側及び遠方																																
	(2) 鋼製付属設備の設計条件																																
	1) 高山制水門操作台防護柵																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">内容（仕様・規格・寸法等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形 式</td> <td colspan="2">横 棧 型</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td colspan="2">11.1m</td> </tr> <tr> <td>操作台寸法</td> <td colspan="2">長さ 3.4m×幅 3.2m</td> </tr> <tr> <td>手 摺 高</td> <td colspan="2">操作台床面から 1.1m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要部材質</td> <td>棧 木</td> <td>一般構造用角形鋼管 (STKR400)</td> </tr> <tr> <td>支 柱</td> <td>一般構造用角形鋼管 (STKR400)</td> </tr> <tr> <td>ベース</td> <td>一般構造用鋼板 (SS400)</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td colspan="2">1 基</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内容（仕様・規格・寸法等）		形 式	横 棧 型		延 長	11.1m		操作台寸法	長さ 3.4m×幅 3.2m		手 摺 高	操作台床面から 1.1m		主要部材質	棧 木	一般構造用角形鋼管 (STKR400)	支 柱	一般構造用角形鋼管 (STKR400)	ベース	一般構造用鋼板 (SS400)	数 量	1 基								
項 目	内容（仕様・規格・寸法等）																																
形 式	横 棧 型																																
延 長	11.1m																																
操作台寸法	長さ 3.4m×幅 3.2m																																
手 摺 高	操作台床面から 1.1m																																
主要部材質	棧 木	一般構造用角形鋼管 (STKR400)																															
	支 柱	一般構造用角形鋼管 (STKR400)																															
	ベース	一般構造用鋼板 (SS400)																															
数 量	1 基																																

項 目	内 容																						
2-2. 電気通信 設備	<p>2) 高山制水門操作台タラップ</p> <table border="1" data-bbox="531 293 1350 622"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 293 742 331">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="742 293 1350 331">内容 (仕様・規格・寸法等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 331 742 369">寸 法</td> <td colspan="2" data-bbox="742 331 1350 369">長さ 5.30m×有効幅 0.5m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 369 742 407">タラップ長</td> <td colspan="2" data-bbox="742 369 1350 407">操作台床面から地盤面まで 4.400m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 407 742 445">手 摺 高</td> <td colspan="2" data-bbox="742 407 1350 445">操作台床面から 0.9m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 445 742 582" rowspan="3">主要部材質</td> <td data-bbox="742 445 890 495">手 摺</td> <td data-bbox="890 445 1350 495">一般構造用炭素鋼鋼管 (SGP)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 495 890 544">タラップ</td> <td data-bbox="890 495 1350 544">一般構造用棒鋼 (SS400)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 544 890 582">ベ ー ス</td> <td data-bbox="890 544 1350 582">一般構造用鋼板 (SS400)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 582 742 622">数 量</td> <td colspan="2" data-bbox="742 582 1350 622">1 基</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内容 (仕様・規格・寸法等)		寸 法	長さ 5.30m×有効幅 0.5m		タラップ長	操作台床面から地盤面まで 4.400m		手 摺 高	操作台床面から 0.9m		主要部材質	手 摺	一般構造用炭素鋼鋼管 (SGP)	タラップ	一般構造用棒鋼 (SS400)	ベ ー ス	一般構造用鋼板 (SS400)	数 量	1 基	
	項 目	内容 (仕様・規格・寸法等)																					
寸 法	長さ 5.30m×有効幅 0.5m																						
タラップ長	操作台床面から地盤面まで 4.400m																						
手 摺 高	操作台床面から 0.9m																						
主要部材質	手 摺	一般構造用炭素鋼鋼管 (SGP)																					
	タラップ	一般構造用棒鋼 (SS400)																					
	ベ ー ス	一般構造用鋼板 (SS400)																					
数 量	1 基																						
<p>(1) 環境条件</p> <p>本工事で製作し、屋外に設置する電気通信設備機器は、以下の標準環境条件において正常に動作しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="502 815 960 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 815 692 887">項目 \ 機器区分</th> <th data-bbox="692 815 960 887">屋外機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 887 692 925">温度</td> <td data-bbox="692 887 960 925">-10~40℃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 925 692 1025">相対湿度</td> <td data-bbox="692 925 960 1025">30~95% ※防水構造は、各機器仕様によること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。 ② 屋外機器とは、屋外に設置する機側操作盤とする。</p> <p>(2) 機器への供給電源</p> <p>機器への供給電源は、次の電源方式及び仕様による。</p> <table border="1" data-bbox="502 1193 1244 1301"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 1193 770 1232">電源方式</th> <th data-bbox="770 1193 1244 1232">電 源 仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 1232 770 1301">交流電源方式 (AC)</td> <td data-bbox="770 1232 1244 1301">① 相数・電圧：単相 2 線、100V±10V ② 周波数       : 60Hz±3Hz</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 管理項目</p> <p>本工事対象施設の機側での監視制御項目は、別表「管理項目表」のとおりとする。</p> <p>(4) 信号受け渡し条件</p> <p>本工事対象施設からの信号情報の受け渡し項目は、別表「管理項目表」に示すとおりとし、信号の受け渡し条件は次によるものとする。</p> <p>1) 現場施設から機側操作盤</p> <p>①計装信号</p> <p>a. アナログ信号                   DC4~20mA、3 桁</p> <p>b. デジタル信号                   BCD 符号又はパルス信号</p> <p>②監視信号                       無電圧連続 a 接点 (DC24V 30mA)</p> <p>③制御信号                       有電圧連続 a 接点 (DC24V 30mA)</p> <p>(5) 機器相互のインタフェース</p> <p>機器相互間のインタフェースは、第 11 章「構造及び製作」の各機器仕様に示すとおりとする。</p>	項目 \ 機器区分	屋外機器	温度	-10~40℃	相対湿度	30~95% ※防水構造は、各機器仕様によること。	電源方式	電 源 仕 様	交流電源方式 (AC)	① 相数・電圧：単相 2 線、100V±10V ② 周波数       : 60Hz±3Hz													
項目 \ 機器区分	屋外機器																						
温度	-10~40℃																						
相対湿度	30~95% ※防水構造は、各機器仕様によること。																						
電源方式	電 源 仕 様																						
交流電源方式 (AC)	① 相数・電圧：単相 2 線、100V±10V ② 周波数       : 60Hz±3Hz																						

項 目	内 容																					
3. 水門設備主要材料	<p>(6) 雷害対策</p> <p>雷サージに対する施設の安全を確保するため、次の対策を施すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 電力線には電源用SPDを設けるものとする。</li> <li>2) 信号線（監視、制御用、計測用）には、信号用SPDを設けるものとする。</li> <li>3) 通信線には通信用SPDを設けるものとする。</li> </ol> <p>(1) 水門及び鋼製付属設備の主要材料は、JIS 規格品又は同等以上とする。</p> <table border="1" data-bbox="504 633 1342 891"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>材料名</th> <th>規 格</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水門</td> <td>スキンプレート</td> <td>JIS G 4304</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>主桁</td> <td>JIS G 4304</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>戸当り</td> <td>JIS G 4304</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼製 付属</td> <td>防護柵</td> <td>JIS G 3101</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>タラップ</td> <td>JIS G 3101</td> <td>SS400</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <p>(3) 製作に使用する鋼材等は、特に指定するもの以外は鋼構造物計画設計技術指針「水門設備」及び「小形水門扉編」に準拠するものとする。</p>	設備	材料名	規 格	適 用	水門	スキンプレート	JIS G 4304	SUS304	主桁	JIS G 4304	SUS304	戸当り	JIS G 4304	SUS304	鋼製 付属	防護柵	JIS G 3101	SS400	タラップ	JIS G 3101	SS400
設備	材料名	規 格	適 用																			
水門	スキンプレート	JIS G 4304	SUS304																			
	主桁	JIS G 4304	SUS304																			
	戸当り	JIS G 4304	SUS304																			
鋼製 付属	防護柵	JIS G 3101	SS400																			
	タラップ	JIS G 3101	SS400																			
第11章 構造及び製作 1. 一般事項  2. ゲート設備	<p>(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」、第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。</p> <p>(2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」、第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。</p> <p>(3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等の提案を行うことが可能である。</p> <p>(4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。</p> <p>(5) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。</p> <p>(6) 使用する機器、部品等は日本国内で調達可能なものとする。</p> <p>(7) 本工事に使用する外注品は、JIS 又はその他の関係する規格、基準に合格した機器を使用しその構造、性能、機能については責任を持つものとする。</p> <p>(1) 扉体</p>																					

項 目	内 容																														
	<p>扉体構造は、共通仕様書（施）第4章第2節4-2-1「扉体」及び4-2-2「支承部」によるものとする。なお、主要部材はステンレス鋼材を使用するものとし、設計圧力に十分耐えうるものとする。</p> <p>(2) 戸当り</p> <p>戸当り構造は、共通仕様書（施）第4章第2節4-2-3「戸当り」によるものとする。なお、取外し戸当りは、組立解体及び保守点検が容易な構造とし、取付けボルトはステンレス材を使用するものとする。</p> <p>(3) 水密構造</p> <p>水密構造は、共通仕様書（施）第4章第2節4-2-4「水密構造」によるものとする。なお、水密ゴムは合成ゴムとし、取替可能な構造とするものとする。また、水密ゴム取付ボルトはステンレス材を使用するものとする。</p> <p>(4) ラック式電動開閉機</p> <p>1) 共通仕様書（施）第4章第3節「開閉装置」によるほか、以下によるものとする。</p> <p>2) 開閉装置はラック式を基本とし、ラック棒・ラック継手の材質は、SUS304相当品とする。</p> <p>3) 電動開閉装置には、遠方操作に備え、開度発信機（0～100%、DC 4～20mA）を設け、機側操作盤へ表示可能なものとする。</p> <p>4) 機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="531 1153 1177 1814"> <tbody> <tr> <td>設置場所</td> <td>高山制水門</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>水位調整ゲート</td> </tr> <tr> <td>形 式</td> <td>電動・単動</td> </tr> <tr> <td>巻上能力</td> <td>100kN</td> </tr> <tr> <td>ラック棒本数</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>ラック棒</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>ラック継手</td> <td>SCS13</td> </tr> <tr> <td>吊りピン</td> <td>SUS304N2</td> </tr> <tr> <td>電動機形式</td> <td>低圧三相かご形誘導電動機</td> </tr> <tr> <td>保護形式</td> <td>全閉外扇形（屋外）</td> </tr> <tr> <td>極 数</td> <td>4 P 又は 6 P</td> </tr> <tr> <td>定 格</td> <td>連 続</td> </tr> <tr> <td>電 源</td> <td>200/220V、50/60 Hz</td> </tr> <tr> <td>操作装置</td> <td>別 置</td> </tr> <tr> <td>準拠基準</td> <td>ダム・堰施設技術基準(案)対応</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	高山制水門	対象施設	水位調整ゲート	形 式	電動・単動	巻上能力	100kN	ラック棒本数	1本	ラック棒	SUS304	ラック継手	SCS13	吊りピン	SUS304N2	電動機形式	低圧三相かご形誘導電動機	保護形式	全閉外扇形（屋外）	極 数	4 P 又は 6 P	定 格	連 続	電 源	200/220V、50/60 Hz	操作装置	別 置	準拠基準	ダム・堰施設技術基準(案)対応
設置場所	高山制水門																														
対象施設	水位調整ゲート																														
形 式	電動・単動																														
巻上能力	100kN																														
ラック棒本数	1本																														
ラック棒	SUS304																														
ラック継手	SCS13																														
吊りピン	SUS304N2																														
電動機形式	低圧三相かご形誘導電動機																														
保護形式	全閉外扇形（屋外）																														
極 数	4 P 又は 6 P																														
定 格	連 続																														
電 源	200/220V、50/60 Hz																														
操作装置	別 置																														
準拠基準	ダム・堰施設技術基準(案)対応																														
第12章 運転・制御	<p>本工事で施工する水門設備の操作は、機側操作盤での操作と木津用水中央管理所（荒井堰）からの遠方監視制御システムにより操作を行うもので、機側及び遠方における操作は以下のとおりとする。</p>																														

項 目	内 容																	
<p>1. 運転操作</p> <p>第 13 章 電気通信設備</p> <p>1. 一般事項</p>	<p>設備の運転操作の方法は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="456 338 1121 586"> <thead> <tr> <th colspan="2">操作方法</th> <th>操作動力</th> <th>高山制水門</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機側</td> <td>手動</td> <td>手動</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電動</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠方</td> <td>手動</td> <td rowspan="2">電動</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、自動操作は、設定値（開度）制御とする。</p> <p>(1) 一般仕様</p> <p>電気設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年 7 月 農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（J I S、J E C、J E M等）は、共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。</p> <p>(2) 機器、器具類</p> <p>使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。</p> <p>(3) 避雷器等</p> <p>電源、接地線、信号回路等外部との接続部分には、避雷器等の確実な耐雷対策を施すものとする。</p> <p>(4) 回路構成等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 水門設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。</li> <li>2) 盤内照明は LED とし、ドアスイッチにより点灯するものとする。</li> <li>3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。</li> <li>4) 遠方操作は水管理システムから行えるものとし、信号の受け渡しは、第 10 章 2. 2 - 2. (4)「信号受け渡し条件」によるものとする。</li> </ol> <p>(5) 指示計及び表示灯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計は各モーター毎に対応させる。</li> <li>2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。</li> <li>3) 計器類、表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。</li> </ol> <p>(6) 設置場所</p> <p>機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。</p>	操作方法		操作動力	高山制水門	機側	手動	手動	○		電動	○	遠方	手動	電動	○	自動	○
操作方法		操作動力	高山制水門															
機側	手動	手動	○															
		電動	○															
遠方	手動	電動	○															
	自動		○															

項 目	内 容
2. 機器仕様 2-1. 水門設備	(1) 機側操作設備 1) ゲート機側操作盤 ① 構造 屋外自立閉鎖形 ② 数量 1 面 ③ 材質 ステンレス鋼板製 ④ 機能 高山制水門ゲート設備(直入れ始動) 1門  上記については、ゲートを機側及び遠方から監視制御する操作盤。なお、遠方については将来整備予定とする。
第14章 塗装 1. 一般事項	(1) 塗装は「共通仕様書(施)」第3章第5節「塗装」によるものとする。 (2) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、開閉装置の塗装色は青系淡彩色とし、監督職員に色見本等を提出して承諾を得るものとする。なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1とする。 (3) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。 (4) 扉体、戸当り及び開閉装置のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。 (5) 鋼製付属設備の塗装は、溶融亜鉛メッキ塗装 HDZT56 とする。
第15章 据付	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。
1. 一般事項	据付は共通仕様書(施)第3章第7節「輸送」、第8節「据付」、第9節「配管」、第10節「電気配線」、第11節「計測装置」、第12節「仮設工」及び第13節「付帯土木工事」によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。
2. 据付基準点	本工事の据付基準点は、設計図面に示す基準点 新木津 基Ⅲ-43 (EL=26.712)、基Ⅲ-44 (EL=26.552) を使用するものとする。 なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

項 目	内 容															
3. 機械設備	<p>(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。</p> <p>(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。</p> <p>(3) 扉体の据付にあつては損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。</p>															
4. 電気設備	<p>(1) 電線等は負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、末端には適当な大きさの末端処理材、接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。</p> <p>(2) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。</p> <p>(3) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令、基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すBクラス以上とする。</p> <p>(4) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。</p>															
5. 土木付帯工事	<p>二次コンクリート及び盤基礎の施工は共通仕様書（施）第3章第13節「付帯土木工事」によるものとする。</p>															
6. 据付材料	<p>本工事で設備の据付時に使用する主要な据付材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」によるほか、次によるものとする。</p> <p>(1) 規格及び品質</p> <p>本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。</p> <p>1) 電線、電線管類</p> <table border="1" data-bbox="531 1630 1425 1839"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>用 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV)</td> <td>JIS C 3605</td> <td>配電用</td> </tr> <tr> <td>厚鋼電線管(G)</td> <td>JIS C 8305</td> <td>保護用</td> </tr> <tr> <td>金属製可とう電線管 ビニル被膜</td> <td>JIS C 8309</td> <td>保護用</td> </tr> <tr> <td>金属製プルボックス(ステンレス製, 防水型)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) コンクリート</p> <p>コンクリートはレディミクストコンクリートとし、配合は次のとおりとする。なお、使用するセメントの種類は、高炉セメントB種又は普通ポル</p>	名 称	規 格	用 途	600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV)	JIS C 3605	配電用	厚鋼電線管(G)	JIS C 8305	保護用	金属製可とう電線管 ビニル被膜	JIS C 8309	保護用	金属製プルボックス(ステンレス製, 防水型)		
名 称	規 格	用 途														
600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル(CV)	JIS C 3605	配電用														
厚鋼電線管(G)	JIS C 8305	保護用														
金属製可とう電線管 ビニル被膜	JIS C 8309	保護用														
金属製プルボックス(ステンレス製, 防水型)																

項 目	内 容																																																				
<p>7. 特別建設資材の分別解体等</p> <p>第16章 試験及び検査</p> <p>1. 検測又は確認(施工段階確認)</p>	<p>トランドセメントとする。</p> <table border="1" data-bbox="531 300 1426 443"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>水セメント比 (%)</th> <th>セメントの種類による記号</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>25又は20</td> <td>55以下</td> <td>N・BB</td> <td>二次コンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 見本又は資料の提出</p> <p>下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="512 589 1297 920"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼 材</td> <td>試験成績書</td> </tr> <tr> <td>電線及び電線管類</td> <td>カタログ</td> </tr> <tr> <td>金属製ブルボックス</td> <td>カタログ</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>配合計画書、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>鉄 筋</td> <td>試験成績書、カタログ</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>試験成績書、カタログ</td> </tr> <tr> <td>アンカー用樹脂カプセル</td> <td>カタログ</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="470 1064 1326 1592"> <thead> <tr> <th rowspan="7">工 程 毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分解解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 □有 ■無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎工</td> <td>基礎工事 □有 ■無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ( )</td> <td>その他の工事 □有 ■無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ■が該当部分である。</p> <p>(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p>	種 類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類による記号	使用目的	鉄筋コンクリート	21	12	25又は20	55以下	N・BB	二次コンクリート	材 料 名	提 出 書 類	鋼 材	試験成績書	電線及び電線管類	カタログ	金属製ブルボックス	カタログ	コンクリート	配合計画書、試験成績書	鉄 筋	試験成績書、カタログ	アンカーボルト	試験成績書、カタログ	アンカー用樹脂カプセル	カタログ	工 程 毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分解解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	種 類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類による記号	使用目的																																														
	鉄筋コンクリート	21	12	25又は20	55以下	N・BB	二次コンクリート																																														
	材 料 名	提 出 書 類																																																			
	鋼 材	試験成績書																																																			
	電線及び電線管類	カタログ																																																			
	金属製ブルボックス	カタログ																																																			
	コンクリート	配合計画書、試験成績書																																																			
	鉄 筋	試験成績書、カタログ																																																			
	アンカーボルト	試験成績書、カタログ																																																			
アンカー用樹脂カプセル	カタログ																																																				
工 程 毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分解解体等の方法																																																		
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
	②土工	土工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
	③基礎工	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																																		

項 目	内 容						
	工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認 対象	備考	
	水 門 設 備	出来形 確認	施設機械工事等施工管理 基準第2編第1章第1節 「直接測定による出来形 管理」による。	施設機械工事等施工管 理基準第1編第1章第 1節1-1-8「出来 形及び品質の確認事項 と実施時期」による。	○		
		品質管 理	施設機械工事等施工管理 基準第2編第1章第2節 「品質管理」による。		○		
	(2) (1) の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。						
	(3) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の河川・水路用水門設備の重点監督は次に示すとおりとし、(1) に示す表と併せ実施する。						
第 17 章 総合試運転 調整	工 種	確認内容		確認時期			
	(三方・四方水密スライドゲート)						
	扉体	サイドシュー当り面間隔、吊 金物中心とスキンプレート間 の距離		出来形管理	工場製作時		
		扉体の全幅、水密幅		出来形管理	現地据付時		
	戸当り	戸当り高さ		出来形管理	工場製作時		
	開閉装置	開閉装置フレームの水平度、 据付基準線からの上下流方向 のずれ、据付基準線からの左 右方向のずれ		出来形管理	現地据付時		
第 18 章 施工管理等 1. 主任技術者等 の資格	(4) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。						
	(1) 各ゲート設備の操作等については、既設機側操作設備等との総合試運転調整を行うので、対向調整を記入した調整方案書を監督職員に提出し承諾を得た後、技術者による装置の調整を入念に行い、調整方案書の試験項目により、性能が十分得られるように実施するものとする。 (2) 総合試運転調整完了時、監督職員に現地試験データ及び調整結果を報告し確認を受けるものとする。						
2. 作動試験	本工事完了後、最大流量通水時に作動試験を行うものとするが、受注者は、別途発注者が実施する作動試験に立ち会わなければならない。 なお、欠陥等が生じ、その原因が受注者の責任に起因すると認められた場合は、受注者の負担で補修するものとする。						

項 目	内 容						
3. 施工管理	<p>本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」(以下「施工管理基準(施)」という。)及び共通仕様書(施)による。</p> <p>なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるものとするが、この場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、本工事における施工管理は、上記に加え、次に示す出来形管理を追加するものとする。</p> <p>(撮影記録による出来形管理)</p> <table border="1" data-bbox="432 629 1406 871"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 629 660 667">工 種</th> <th data-bbox="660 629 1027 667">撮影基準</th> <th data-bbox="1027 629 1406 667">撮影箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 667 660 871">電気設備 3. 出来形管理 写真</td> <td data-bbox="660 667 1027 871">1. 工場製作関係 2. 据付関係 (11) アンカー(電気盤類)列 盤毎に撮影する。</td> <td data-bbox="1027 667 1406 871">材料、穿孔深さ、清掃状況、打込状況、ナット締め付け状況、その他必要箇所を1枚程度撮影する。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影基準	撮影箇所	電気設備 3. 出来形管理 写真	1. 工場製作関係 2. 据付関係 (11) アンカー(電気盤類)列 盤毎に撮影する。	材料、穿孔深さ、清掃状況、打込状況、ナット締め付け状況、その他必要箇所を1枚程度撮影する。
工 種	撮影基準	撮影箇所					
電気設備 3. 出来形管理 写真	1. 工場製作関係 2. 据付関係 (11) アンカー(電気盤類)列 盤毎に撮影する。	材料、穿孔深さ、清掃状況、打込状況、ナット締め付け状況、その他必要箇所を1枚程度撮影する。					
4. 溶接における施工管理の強化(非破壊試験の拡大)	<p>低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、次の該当する施工管理を実施しなければならない。</p> <p>(1) 施設機械工事における主要構造部の突合せ溶接継手については、全溶接延長の10%以上について放射線透過試験を行うものとする。但し、水門主要構造部及び放流管のうち、重要度の高い構造物(水圧鉄管の分岐管、ダム用ゲート等)にあっては40%以上について放射線透過試験を行うものとする。</p> <p>なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。</p> <p>(2) 施設機械工事における主要構造部のT継手溶接部については、当該継手溶接延長の10%以上について超音波探傷試験を行うものとする。</p>						
5. 工事写真における黑板情報の電子化について	<p>黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用</p>						

項 目	内 容
	<p>いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す写真編集には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL  (<a href="https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php">https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php</a>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>
6. 工事現場等における遠隔確認について	<p>(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という。）を行う工事である。</p> <p>(2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL  「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf</a>」）によるものとする。</p> <p>(3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。</p> <p>(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>

項 目	内 容
第 19 章 条件変更の 補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、または設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 関係機関との調整に係るもの            (2) 設計諸元等、設備製作条件の変更に係るもの            (3) 施工条件、関連工事との調整等、設備据付に係るもの            (4) 不可抗力によるもの            (5) 法・基準の改正に係るもの            (6) その他本仕様書に定めのないもの</p>
第 20 章 その他 1. 電子納品  2. 契約後 V E 提 案	<p>工事完成図書を共通仕様書（施）第 1 編 1 - 1 - 29 「電子納品」に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R もしくは DVD-R） 正副 2 部</li> <li>・ 工事完成図書の出力 1 部            （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</li> </ul> <p>(1) 定 義            「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行なう提案をいう。</p> <p>(2) V E 提案の意義及び範囲</p> <p>1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により、請負代金の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。</p> <p>2) 次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</li> <li>② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案</li> <li>③ 競争参加要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</li> </ul> <p>(3) V E 提案の提出</p> <p>1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書（施）様式 6 - 1 ~ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比、及び提案理由</li> <li>② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を</li> </ul>

項 目	内 容
	<p>含む)</p> <p>③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>④ 発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項</p> <p>⑥ その他VE提案が採用された場合に留意する事項</p> <p>2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに発注者に提出できるものとする。</p> <p>4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(4) VE提案の適否等</p> <p>1) 発注者は、VE提案の適否について、原則としてVE提案を受領した翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）様式6-5）により通知するものとする。但し、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>2) VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。但し、双方の責</p>

項 目	内 容
	<p>に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>(5) VE提案書の使用</p> <p>発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>(6) 責任の所在</p> <p>発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p>
<p>3. 主任技術者等の専任期間</p>	<p>(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。</p> <p>(2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。</p> <p>(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、合格通知書における日付とする。</p>
<p>4. 工期</p>	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている301日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p>

項 目	内 容
5. CORINS への登録	<p>全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで</p> <p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>
6. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項及び「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>（2）工事円滑化会議（工程確認会議）</p> <p>工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>（3）設計変更確認会議</p> <p>工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者、課題等については現場代理人と監督職員が協議し定めるものとする。</p> <p>（4）建設コンサルタントの出席</p> <p>上記（1）、（2）及び（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。</p> <p>なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。</p> <p>（5）工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、</p>

項 目	内 容
7. 工事付属品	<p>打合せ記録簿（共通仕様書（施）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。</p> <p>なお、この図書は第5章「提出図書等」に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。</p>
8. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	<p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費  労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p>

項 目	内 容
<p>9. 現場環境の改善の試行</p>	<p>(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p><b>【快適トイレに求める機能】</b></p> <p>ア 様式（洋風）便器</p> <p>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</p> <p>ウ 臭い逆流防止機能</p> <p>エ 容易に開かない施錠機能</p> <p>オ 照明設備</p> <p>カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p><b>【付属品として備えるもの】</b></p> <p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>ケ サニタリーボックス</p> <p>コ 鏡と手洗器</p> <p>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p><b>【推奨する仕様、付属品】</b></p> <p>シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）</p> <p>ス 擬音装置（機能を含む）</p> <p>セ 着替え台</p> <p>ソ 臭気対策機能の多重化</p> <p>タ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】</p>

項 目	内 容
10. 週休2日による施工	<p>ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合</p> <p>快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。</p> <p>受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。</p> <p>なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>また、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。</p> <p>ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含</p>

項 目	内 容															
	<p>めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>① 補正係数</p> <table border="1" data-bbox="491 1200 1425 1447"> <thead> <tr> <th></th> <th>週単位の週休2日</th> <th>月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>1週間に2日以上</td> <td>28.5%（8日/28日）以上</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td>1.06</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。</p> <p>なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。）別</p>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05
	週単位の週休2日	月単位の週休2日														
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%（8日/28日）以上														
労務費	1.02	1.02														
共通仮設費（率分）	1.05	1.04														
現場管理費（率分）	1.06	1.05														

項 目	内 容
11. 週休2日制の促進	<p>紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。</p>
12. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	<p>(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。</p> <p>○事業（務）所長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【被災農林漁家の就労機会の確保】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> </div>
13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	<p>(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p>

項 目	内 容
15. 1日未満で完了する作業の積算	<p>真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</p> <p>(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。</p> <p>なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。</p> <p>ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> <p>補正値 (%) = 真夏日率 × 補正係数※</p> <p>※補正係数 : 1.2</p> <p>(1) 本工事における 1日未満で完了する作業の積算 (以下「1日未満積算基準」という。) は、変更積算のみに適用する。</p> <p>(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>(3) 同一作業員の作業が他職種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料 (見積書、契約書、請求書等) により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(5) 災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>
第 21 章 定めなき事項	<p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

(別記様式1)

## 工期通知書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東海農政局新濃尾農地防災事業所長

秋永 邦治 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	新濃尾（二期）地区 新木津用水路春日井朝宮工区高山制水門製作据付工事
工 事 場 所	愛知県春日井市朝宮町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和8年度

新濃尾農地防災事業

新濃尾（二期）地区 新木津用水路春日井朝宮工区高山制水門製作据付工事

工 事 数 量 表  
【当初】

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
・小形水門扉製作工				
・ ・扉体工	上段扉			
・ ・ ・扉体工（材料費）－小形水門－		式	1	
・ ・ ・扉体工（労務費及び塗装費）		式	1	
・ ・扉体工	下段扉			
・ ・ ・扉体工（材料費）－小形水門－		式	1	
・ ・ ・扉体工（労務費及び塗装費）		式	1	
・ ・戸当り工				
・ ・ ・戸当り工（材料費）－小形水門－		式	1	
・ ・ ・戸当り工（労務費及び塗装費）		式	1	
・ ・開閉装置工				
・ ・ ・開閉装置（機器単体費・ラック式）		式	1	
・電気設備工				
・ ・制御盤工				
・ ・ ・制御盤工		式	1	
・鋼製付属設備製作工				
・ ・鋼製付属設備製作工	防護柵			
・ ・ ・鋼製付属設備工（製作費）		式	1	
・ ・ ・鋼製付属設備工（塗装費）		式	1	
・ ・鋼製付属設備製作工	タラップ			
・ ・ ・鋼製付属設備工（製作費）		式	1	
・ ・ ・鋼製付属設備工（塗装費）		式	1	
直接工事費				
・輸送費				

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
・ ・ 輸送費				
・ ・ ・ 輸送費（小形水門）		式	1	
・ 小形水門扉据付工				
・ ・ 小形水門扉据付工				
・ ・ ・ 水門扉据付工及び直接経費（小形水門）		式	1	
・ ・ ・ 水門扉据付工（仮設費）		式	1	
・ ・ ・ 差筋工		式	1	
・ 電気盤類据付工(用排水機以外)				
・ ・ 電気共通設備工(用排水機以外)				
・ ・ ・ 配管工		式	1	
・ ・ ・ 配線工		式	1	
・ ・ ・ 配線機器等設置工（用排水機以外）		式	1	
・ ・ ・ 再利用撤去	標準外	式	1	
・ ・ ・ 再利用布設	標準外	式	1	
・ 鋼製付属設備据付工				
・ ・ 鋼製付属設備据付工				
・ ・ ・ 鋼製付属設備据付工	防護柵	式	1	
・ ・ ・ 鋼製付属設備据付工	タラップ	式	1	

